



新連載

すこやか介護

第1回テーマ

いろいろな介護サービス

高齢になっても住み慣れた地域で、自立した暮らしを続けるための支援として、状態に応じたサービスが利用できます。

自宅で受けるサービス

【訪問介護】～一人で悩まず、専門家の手助けを～

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理・洗濯等の生活援助を行います。

【訪問リハビリテーション】

～積極的なリハビリで寝たきりを防止～

居宅での生活行為を向上させるため、理学療法士等専門家が訪問して短期集中的なリハビリテーションを行います。

【訪問看護】～看護師さんのケアを自宅でも～

看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

○そのほか、訪問入浴介護等のサービスがあります。

サービス事業所に通って受けるサービス

【通所介護(デイサービス)】

～行動範囲を広げ、家族の負担も軽くします～

通所介護施設で、入浴、食事等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

【通所リハビリテーション(デイケア)】

～人とふれあい、できることを増やしたい～

通所リハビリテーション事業所で、入浴、食事等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

通い・泊まり・訪問を組み合わせて

【小規模多機能型居宅介護】

事業所への通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを受けることができます。

入所するサービス

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型施設、グループホーム、有料老人ホーム等があります。
※介護度によってはご利用いただけないサービスもあります。

介護保険サービスを利用するためには、介護の認定を受けることが必要です。

安芸高田市高齢者福祉課介護保険係 ☎42-5618

安芸高田市高齢者支援センター ☎47-1281

ワクナガレオリック 新監督・新コーチの紹介



(左から) 杉山 裕一 新コーチ、浜田市長、中山 剛 新監督

今シーズンより、湧永製菓株式会社ハンドボール部「ワクナガレオリック」の新監督に中山剛氏、新コーチに杉山裕一氏が就任されました。新体制となったワクナガレオリックを、これからも応援していきましょう！

すぎやま ゆういち 新コーチ プロフィール

生年月日：1972年9月21日
出身地：岐阜県
出身校：市立岐阜商業高校

【主な経歴】

1997年 熊本世界選手権大会出場
1998年 パンコクアジア大会3位
2005年 チュニジア世界選手権大会出場

なかやま つよし 新監督 プロフィール

生年月日：1969年7月4日
出身地：福岡県
出身大学：福岡大学

【主な経歴】

1994年 広島アジア大会2位
1997年 熊本世界選手権大会出場
2008年 日本代表コーチ 就任

「一日総合相談室」開設のお知らせ

総務課 ☎42-5611

毎日の暮らしの中で、いろいろ困っていることや悩んでいることに、行政機関や司法書士などの様々な分野の専門家が一つの会場で相談に応じます。また、困りごとの数などに応じて複数の機関に相談できます。相談は無料で予約の必要はありません。お気軽にご相談ください。(相談時間は、1件30分程度とさせていただきます。)

日時：平成26年7月23日(水)
10:00～15:00
場所：クリスタルアージュ4階小ホール



平成26年度

後期高齢者医療制度保険証(被保険者証)の定期更新について

保健医療課医療保険係 ☎42-5619

後期高齢者医療被保険者証は、毎年、8月1日付けで定期更新し、新しい被保険者証をご利用いただくこととなります。新しい被保険者証は紫色です。

◆被保険者証の送付時期

平成26年7月23日以降に普通郵便でお届けする予定です。8月1日以降に病院等に行くときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。有効期間が過ぎた古い被保険者証は使えません。

◆古くなった被保険者証はどうするの？

有効期限が平成26年7月31日となつている橙色の被保険者証は、ご自分で責任をもって廃棄するか、市役所(保健医療課又は各支所窓口係)に返却してください。

◆被保険者証が届かなかつた場合

8月に入っても被保険者証が届かない場合は、市役所保健医療課にお問い合わせください。

◆一部負担金の割合が変更となる方がいます

前年(平成25年)の1月～12月の所得状況等を基に、負担割合(1割または3割)を判定します。その結果、今までお持ちの被保険者証と一部負担金の割合が変更となる方がいます。

平成26年度 後期高齢者医療制度の病院等の窓口で支払う一部負担金の割合について

後期高齢者医療被保険者証の負担割合は、毎年8月1日に、前年の市町村民税の課税所得を基礎として、1割または3割の判定を行います。3割の方とは、次のどちらかに該当する方です。

① 市民税の課税所得が14.5万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者

※市民税の課税所得とは、所得から地方税法上の各種控除を差し引いた額です。ただし、一部負担金の割合の判定については、特例として、更新の前年12月31日時点においても被保険者で、かつ世帯主であり、その時19歳未満で合計所得金額38万円以下の世帯員がいる場合、一人につき12万円(16歳未満であれば33万円)を、さらに差し引きします。

② ①と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者

※①及び②に該当しない方については、負担割合は1割です。

◆①及び②により3割に該当する方でも、次のいずれかに該当する方は「基準収入額適用申請」をすることにより、1割になります。

○単身世帯で総収入が38.3万円未満

○複数世帯で総収入が52.0万円未満

○単身世帯で70歳から74歳の世帯員がいて、その世帯員を含めた総収入の合計額が52.0万円未満

※1 単身世帯とは、同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が一人の世帯です。

※2 複数世帯とは、同一世帯内に後期高齢者医療制度の被保険者が二人以上いる世帯です。

※3 総収入とは、同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者の収入(土地、建物、株式などの収入も含む)の合計額です。

◆申請手続きについて

該当すると思われる方は、市役所(保健医療課又は各支所窓口係)へ届出

に必要なものを準備のうえ、お越しください。

※該当すると思われる一部の方については、平成26年6月中旬頃に申請手続きの案内を送付しています。

◆届出に必要なもの

・後期高齢者医療被保険者証

・確定申告書の控えなど収入のすべてが判るもの

・印鑑(シヤチハタは不可)

※申請手続きの案内が届いた方については同封の後期高齢者医療基準収入額適用申請書

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

◆限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)とは？

後期高齢者医療の被保険者で市町村非課税世帯の方が入院した場合、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、食費や居住費の負担額が減額されるほか、医療費の1ヶ月あたりの自己負担額も減額されます。

減額認定証の交付を受けるには、原則、申請が必要です。申請は随時受け付けていますので、減額認定証が必要な方は、保険証・印鑑を持参の上、市役所(保健医療課又は各支所窓口係)で申請を行ってください。

減額認定証は、申請した月の初日から適用となります。

※市民税非課税世帯とは？

○低所得者Ⅱ・同一世帯の世帯員全員が市民税非課税(証に「区分Ⅱ」と表記されます)

○低所得者Ⅰ・同一世帯の世帯員全員が市民税非課税であつて、かつ、世帯員全員が年金収入80万円以下

○その他の各種所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円)の方

◆更新申請手続きが不要の方

今までの後期高齢者医療の減額認定証の申請を行った方で、平成26年度も引き続き、市民税非課税世帯に属する方。

◆更新申請手続きが必要となる方

今までの後期高齢者医療の減額認定証の申請を行っていない方。

※更新により、低所得者Ⅱの減額認定証を希望される方については、医療機関が発行した領収書など入院日数を確認できるものを持参して、市役所(保健医療課又は各支所窓口係)にできるだけ早く申請にお越しください(但し、平成25年9月診療から平成26年4月診療までのレセプト確認により長期入院が確認できる方については、職権認定したものを届けていただきますので、申請の必要はありません。該当者の減額認定証には長期入院該当年月日欄に印字と保険者印(角印)があります。更新時に届いた認定証をご確認ください。)

※長期入院該当者とは、低所得Ⅱの認定後12ヶ月の期間における入院日数(但し、低所得者Ⅱの適用を受けた期間に限る)が90日を超えた方が更に減額となります。

◆郵送時期と郵送方法について

平成26年7月23日以降に広域連合から保険証に同封して新しい減額認定証をお送りします。

※現在、減額認定証をお持ちの方であっても、平成26年度の市民税課税世帯に属する方については減額認定要件に該当しないので、新しい減額認定証は同封していません。